

## 2019年度 柏中央高等学校 いじめ防止基本方針

令和元年5月1日

いじめ防止対策基本法（以下「法」と呼ぶ）第13条に基づき、本校におけるいじめ防止対策推進のために、全教職員および関係者の共通理解の下にこの基本方針を定める。

## 1 基本理念等

## (1) 本校におけるいじめ防止の基本理念

いじめは基本的人権の重大な侵害である。本校および本校教職員は、生徒・保護者・地域住民・関係諸機関との連携を図りつつ、本校生徒が安心して高校生活の中で人格の陶冶と資質能力の伸長を十分に図れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指した活動に取り組む。この目的の達成のため、本方針はホームページ等で公開する。

## (2) いじめの定義（法第2条より）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が、在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔注1〕「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

〔注2〕「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、また、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

〔注3〕「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することを意味する。

## (3) いじめ防止のための教職員の基本姿勢

本校教職員は、生徒に人権・人格尊重の手本を示すことでいじめのない環境をつくるべく、以下の点を念頭に、協力して教育活動全般に取り組む。

授業や特別活動（学校行事・部活動等）にあたっては、生徒の能力の伸長・成績の向上を目指しつつ、それのみにとらわれ過度な競争をあおることを排し、生徒の自己肯定感・自己有用感を高め、円満な社会性とより良い対人関係を築く力の涵養を常に念頭に置く。

生徒の人格を傷つけ、いじめの遠因ともなる発言や行動（体罰・暴言・セクシュアルハラスメント等）は厳に戒める。

いじめに関する対応にあたっては、教育公務員の責務の自覚と関係職員相互の連携のもとに、事実の隠蔽や虚偽の説明は一切行わない。いじめに関する教職員の不適切な認識・言動が、関係する生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように十分な注意を払う。

本方針及び方針に基づく個々の活動について、不断な見直しに取り組み、毎年必要な改善を施したものに更新する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

## (1) いじめ防止対策推進委員会

役割：基本方針・年間計画案の作成・実施管理。いじめ防止対策への特別支援教育・教育相談の視点からの提案、個別懸念事案（生徒のトラブル・問題行動や不登校状況等）に関する情報交換、対応方針の協議、実施後の検証（随時）。

構成：校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、各学年主任、各学年担当教諭

開催：定例の会議を年間5回程度、必要に応じ臨時会議。

## (2) 生徒指導部（実務担当部門として位置づける）

役割：いじめ防止対策推進委員会の事務局業務（基本方針・年間計画原案の作成、未然防止・研修等の実務、生徒会への指導、実施後の検証（随時）。）、いじめ事案が発生した場合の管理職・当該学年等との報・連・相を密にした対応と、当該生徒への個別対応方針・指導案作成（拡大生徒指導部会）、職員会議提案。

構成：生徒指導部所属職員（生活指導係及び生徒会係。但し、拡大生徒指導部会は当該生徒関係職員を含む。）

活動：通年。年間12回程度の定例部会に加え臨時部会は随時。

## (3) 教育相談・特別支援教育推進委員会

役割：いじめ防止対策への特別支援教育・教育相談の視点からの提案、いじめ事案が発生した場合の心のケアの面からの対応方針・指導案についての助言および対応、実施後の検証（随時）。

構成：副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、各学年主任、各学年担当教諭

開催：定例の会議を年5回程度、必要に応じ臨時会議。

**(4) 職員会議**

役割：基本方針・年間計画の決定（年度途中の変更を含む）・実施後の検証（基本的に年度末の総括時）。

いじめ事案が発生した場合は、個別対応方針・指導案の審議・決定。

構成：常勤教育職全員、事務長。

活動：定例の会議を年間1-2回程度、必要に応じ臨時職員会議。

**(5) 学年会議**

業務：各学年における生徒の状況の情報交換・検討、集会等の特別活動や「道徳」の授業における学年単位のいじめ未然防止指導（計画を含む）、HR・学年で把握した個別事案への第一次的対応、実施後の検証（随時行うと共に学期末の学年成績会議において学期毎の検証を行う）。

構成：各学年所属職員。

活動：通年。毎朝の打ち合わせに加え、学年会は定例学年会を年間5回程度開催、臨時学年会は随時。

**3 いじめの未然防止・早期発見のための取り組み****(1) 被害調査アンケートの実施**

いじめの未然防止・早期発見に向けて「被害調査アンケート」を全校生徒対象に一斉に実施する。実施時期を年間計画に位置づけ、原則として6月と11月に行う。必要が生じた場合はこれに加えて随時行う。要項及びアンケート形式は【別紙2】【別紙3】を基本とし、随時必要な修正を加える。なお、回答されたアンケート用紙はすべて5年間保存し、結果は、集約次第、職員会議に報告する。

**(2) 生徒・保護者への啓発・周知・援助活動****ア 面談**

生徒及び保護者との面談（電話連絡を含む）にあたっては、個々の生徒及び家庭との意思疎通の最も重要な機会であるとの認識のもとに、いじめに限らず、悩みや不安などの心情やそれに起因する行動の変化を含む情報や要望を受け取り、また学校側からの指導助言や説明・働きかけを行う。

**イ 文書配布・掲示**

長期休業前の生徒及び保護者向け配布物で、いじめをはじめとする学校生活に起因する悩み事についての相談を促し、学校および校外の相談先の名称・電話番号を掲載する。【文末資料】また、各種相談機関より配布されるポスターを目につきやすい場所に掲示すると共に、相談先などを掲載した印刷物等が配布された場合は適宜生徒及び保護者に伝達する。

**ウ 講演会**

「命を大切に作る講演会」「豊かな心を育む講演会」「教育講演会」を年間計画に位置づけ、広く人権や犯罪・被害の未然防止について生徒・保護者及び職員を対象に講演会を実施する。

**エ 学校評価アンケート**

生徒及び保護者を対象とした「学校評価アンケート」にいじめ対策に関する項目を加え、本校における取り組みの周知の機会とすると共に、評価と提案を受けることで、いじめ防止の活動に対する意識の啓発の機会とする。

**オ 生徒の活動への支援**

いじめ防止に関する生徒からの働きかけや提案があった場合は、生徒指導部生徒会係を中心に誠意をもって対応し、自発的な取り組みに対しては積極的な支援を行う。

**カ 日常的な教育活動**

各教科及び「総合学習」「道徳」の授業、HR・学校行事・部活動などの特別活動に加え、日常の接触・観察などあらゆる教育活動の場面でいじめをなくすための啓発及び早期発見の取り組みを行う。特に「道徳」の授業にあたっては、いじめ防止に関する題材を必ず取り入れて指導する。

**(3) 職員への啓発・研修**

本基本方針の策定及び毎年の見直し作業を最大の啓発・研修の機会と捉え、本校におけるいじめに関わる状況及び取り組み、社会情勢、その他外部から受けた指導・助言などを確認し、共通認識を図る。また、上記「講演会」は職員も対象としたものとし、研修の機会と捉える。この他に、道徳授業毎の事前指導研修、また、教育相談などいじめ防止に関する職員研修を年間2回実施する。

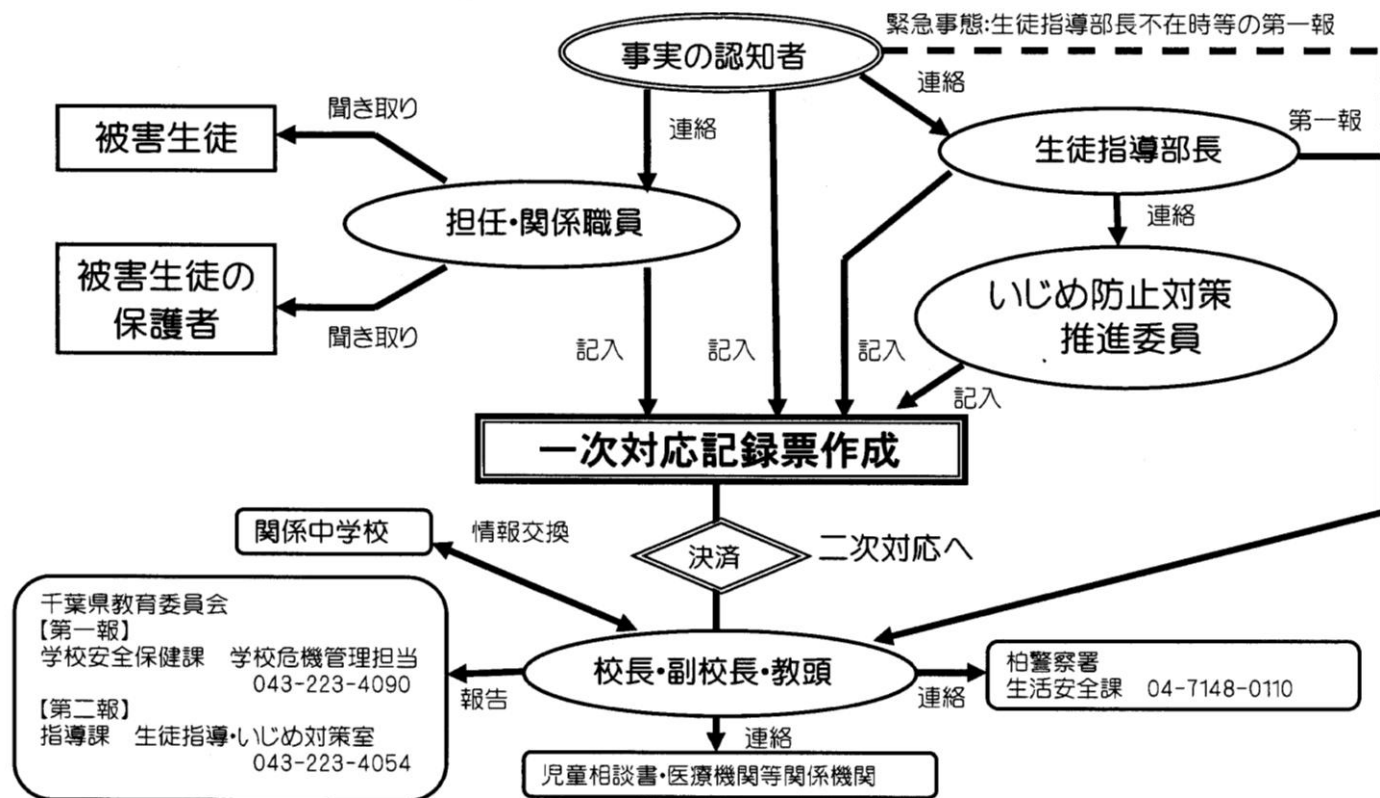
**(4) 年間計画**

以上の取組に関する年間計画は、年度はじめに職員全体に提案して共通理解を図り、学校全体で取り組むことを確認する。

[注] 生徒指導に関わる標準的な年間計画は【別紙1】

被害調査アンケートの標準的な実施要項及び書式は【別紙2】【別紙3】。

## 4 いじめ（それと疑わしい事案を含む）を認知した場合の対応



## (1) 第一当事者となった職員の対応

いじめ（それと疑わしい事案を含む）について、目撃・通報・相談・アンケート回答での把握等で最初に認知した教員は、【別紙4】「いじめ等への一次対応記録票」に従い、情報の収集・共有を図り、二次対応にあたる。生徒への事情聴取及び別室指導にあたっては、一次対応以降も含め【別紙5】「生徒への事情聴取・別室指導について」に従う。事件性の有無及びこれ以降の指導に関する判断にあたっては、「いじめ防止対策推進委員会」で決定する。なお、事態が緊急を要する場合は、項目1の記入のみで項目4の協議を行って良い。さらに緊急を要する場合は、記録票への記入は事後でも良いこととする。

## (2) 事案が、特に事件性がないと判断された場合

関係職員は、引き続き関係生徒の状況に気を配り、悪い変化があった場合は速やかに対応する。関係生徒及び保護者には、担任・学年主任・当該部活動顧問その他のしかるべき職員から、経緯・状況及び学校の判断を遅滞・過不足なく伝達し、記録にとどめる。

## (3) 事案がいじめには至らないが何らかの指導の必要があると判断された場合

関係職員は緊密に連携し、事態が悪化しないよう速やかに、関係生徒への指導及び指導後の経過観察を含めた事後処理を行う。関係生徒及びその保護者には、担任・学年主任・当該部活動顧問その他のしかるべき職員から、経緯・状況及び学校の判断、指導内容を遅滞・過不足なく伝達し、記録にとどめる。事案については職員会議等で適宜職員に報告する。

## (4) 事案がいじめかどうかの判断にはさらに情報を収集する必要があるため、対応を継続すると判断された場合

関係職員は緊密に連携し、すみやかに、周囲の生徒や、必要に応じて当該生徒の出身中学校等からの情報収集に努め、それらをもとに、いじめであるかないかと、その後の対応について「いじめ防止対策推進委員会」で審議・判断する。対応にあたっては、事態の悪化の防止や情報提供者の秘匿に加え、いじめの加害者とされた生徒の人権についても十分に配慮する。

## (5) 事案がいじめに該当すると判断された場合

<いじめ加害者に対して>

関係職員は緊密に連携して状況を把握し、まず、いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることのないよう細心の配慮をする。また、拡大生徒指導部会（いわゆる「特別指導会議」）において指導原案を作成し、職員会議に諮り、再発防止に向けて指導を行う。いじめ事案の指導基準は、本校の「特別指導基準」により、他の指導事項のいずれにも該当しない場合は「事例により検討」とし、他の指導事項と重複する場合（例：ことばや態度でのいじめがあり、さらに暴力行為に及んだなど）は「他の指導事項の指導基準を下回らない範囲で事例により検討」とする。

<いじめ被害者に対して>

さらに、被害を受けた生徒の心情に配慮し、本人を徹底して守ることを告げ、具体的な対応の指示を本人及び保護者に対して遅滞なく行う。なお、いじめが、傍観者あるいは観衆的立場の周囲の生徒の認知のもとに行われている場合には、これらの生徒に関しても必要かつ十分な指導を加える。

**(6) 事案が「重大事態」に該当すると判断された場合**

以下 5 に記す手順で対応を行う。なお、「重大事態」の定義は以下のとおりである。(法第28条より)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(県教委による補足：児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(県教委による補足：年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手)

**5 「重大事態」への対応(法第28条、30条による)****(1) 県教育委員会及び関係機関への報告**

校長が、重大事態の発生についての報告を、県教育委員会(学校保健課学校危機管理担当)、及び必要に応じて警察等関係機関へ行う。

**(2) 調査組織の設置**

県教育委員会の指導・助言の下、生徒指導部、当該学年、特別支援教育・教育相談・いじめ防止対策推進委員会合同で当該事案に関する調査組織を設置する。必要に応じ、校外の適格者の参加を得る。なお、調査主体が学校では十分な結果が得られないことが懸念される等の場合は、県教育委員会に調査主体を委ね、学校調査組織はこれに協力する。

**(3) 調査の実施**

いじめ行為の客観的事実関係を、当事者への聞き取り、周囲の生徒へのアンケート調査等の方法で可能な限り網羅的に調査し、明確に把握し、資料化する。この際、「生徒への事情聴取・別室指導について」に基づき、生徒の安全及び人権に十分な配慮を行う。アンケート調査の実施にあたっては、記述内容を被害生徒およびその保護者へ提供する場合がある旨事前に説明を行う。

**(4) 被害生徒及びその保護者への情報提供**

調査の結果明らかになった事実について、経過報告を含め、被害生徒及びその保護者に適時・適切な方法で情報提供する。

**(5) 調査結果の報告、措置**

校長は、調査結果を県教育委員会に報告する。調査結果をもとに、県教育委員会の指導・助言の下、学校は当該事案に対し必要な措置をとる。

**【文末資料】****(1) 学校内窓口(2019年度)**

- 1 教育相談：副校長・教頭・大嶋・大場・山口・学年主任・出井・小松・阿部・渡部・横山(スクールカウンセラー)
- 2 セクハラ相談：校長・副校長・教頭・事務長・大場・渡部・大嶋・齋藤・小松・阿部

**(2) 学校外窓口**

## 1 悩みごと相談

○「千葉県子ども・若者総合相談センター ライトハウスちば」

043-301-2550 E-Mail: ligehouse@abeam.ocn.ne.jp

火曜～日曜 10:00～17:00

○「やまびこ電話相談(柏市)」

04-7166-8181

月曜～金曜 13:00～19:00

○「千葉いのちの電話」

043-227-3900

24時間、特に自殺に関する相談

## 2 いじめ・体罰・セクハラ等の相談

○「全国共通 24時間子供SOSダイヤル」

0120-0-78310

○「全国共通 子どもの人権110番」

0120-007-110

○「千葉県警察少年センター ヤングテレホン」

0120-783-497

○「千葉県子どもと親のサポートセンター」

0120-415-446

○「チャイルドライン千葉」

0120-99-7777

○「教育庁 企画管理部 教育総務課」

043-223-4143

○「教育庁 教育振興部 教職員課」

043-223-4036

○「教育庁 教育振興部 指導課」

043-223-4054

○「教育庁 教育振興部 特別支援教育課」

043-223-4045

## 3 悪徳商法(架空請求など)で困った時

○「千葉県消費者センター」

047-434-0999

○「柏市消費者センター」

04-7164-4100